

「神奈川県障がい福祉計画」改定計画素案に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

平成 29 年 12 月 20 日（水）～平成 30 年 1 月 21 日（日）

2 意見募集の結果

ア 意見提出者・団体数

個人 18 人、団体 4 団体

イ 意見総数

106 件

ウ 意見内容の内訳及び意見の反映状況

(ア) 意見内容の内訳（件数）

1 基本理念等に関する意見	13
2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組みに関する意見	4
3 平成 32 年度の成果目標の設定に関する意見	19
4 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定に関する意見	0
5 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関する意見	12
6 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数に関する意見	1
7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置	9
8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	17
9 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	0
10 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	1
11 その他	30

(イ) 意見の反映状況

1 新たな計画に反映しました。	20
2 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	12
3 今後の政策運営の参考とします。	44
4 反映できません。	9
5 その他（感想・質問等）	21

3 「神奈川県障がい福祉計画」改定計画素案に対する提出意見及び県の考え方等について

意見内容区分：「1 基本理念等に関する意見」、「2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組みに関する意見」、「3 平成32年度の成果目標の設定に関する意見」、「4 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定に関する意見」、「5 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関する意見」、「6 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数に関する意見」、「7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置」、「8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項」、「9 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期」、「10 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価」、「11 その他」

意見反映区分：「A. 新たな計画に反映しました。」、「B. 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。」、「C. 今後の政策運営の参考とします。」、「D. 反映できません。」、「E. その他（感想・質問等）」

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
1	5	聴覚障がい者の方（18歳以上）が安心して入居できるグループホームの開設・デイケアサービスの充実をすべき。	C	県は、市町村と協力してグループホームの運営を支援するとともに、職員の支援技術向上のための研修を実施するなど、施設又は在宅の障がい者が、希望する地域のグループホームにおいて自立して生活していけるよう、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を図っていますが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
2	8	手話通訳者の人数を増やすべき。	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成27年度は42人に対し8人、平成28年度は42人に対し12人という結果となっており、受験者数としては40人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である20人を達成できず、改定計画においても各年20人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、一方で手話通訳者の質を担保していくことも重要であり、例えば、試験をやさしくして認定者数を増やしていくようなことは考えておらず、計画の養成見込者数を上回るように、積極的に養成を進めていきたいと考えています。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
3	11	養成を行う聴覚障害者福祉センターは通うには困難な地域であるので、養成場所を増やすべき（横浜市・川崎市を除く）	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成 27 年度は 42 人に対し 8 人、平成 28 年度は 42 人に対し 12 人という結果となっており、受験者数としては 40 人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である 20 人を達成できておらず、改定計画においても各年 20 人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。
4	5	聴覚障がい者の実態を理解し、聴覚障がい者のグループホームを作るべき。	C	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、計画には反映できませんが、いただきましたご意見は、今後の政策運営の参考とします。なお、15 から 16 ページに記載のとおり、県は、市町村と協力してグループホームの運営を支援するとともに、職員の支援技術向上のための研修を実施するなど、施設又は在宅の障がい者が、希望する地域のグループホームにおいて自立して生活していけるよう、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を図っています。
5	11	バスや鉄道の運賃割引が身体障がい、知的障がいにはあるが、精神障がいにはないので、割引をすべき。	C	精神障がい者の交通運賃の割引については、バス事業者や国に対して働きかけを行っています。計画には反映できませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
6	11	精神障がい者に対し、生活保護の減額はすべきではない。	D	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、また生活保護費については、国において検討がなされていることから、ご意見については、計画には反映できません。
7	3	精神障がい者であっても仕事を幅広く探せるように、就労支援を幅広い業種・職種で展開すべき。	A	ご意見については、県障害者雇用促進センターにおいて、精神障がいをはじめとした障がいのある方の雇用が促進されるよう、企業を個別訪問し、情報提供や出前講座等を実施していて、「3 平成 32 年度の成果目標の設定」、「(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等」「目標達成に向けた方策」に記載しています。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
8	3	65歳以上の精神障がい者の退院を促進するためケアや支援が必要なら提供すべき。	A	ご意見については、「3 平成32年度の成果目標の設定」、「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の中で、取組を記載しています。また、入院中の精神障がい者の退院支援は実施していますが、今後も長期入院にならないような支援を提供できるよう取り組みます。
9	3	65歳以上の精神障がい者の退院促進のため、地域包括支援センターは、精神障がいの長期入院者に向き合うべき。介護の地域包括ケアシステムから精神障がい者が抜け落ちないようにすべき。	B	ご意見については、精神障がいの有無に関わらず、地域包括支援センターは退院後の介護保険サービス利用や総合相談等の支援を行っており、必要に応じて適切な機関につなげています。
10	7	精神障がい者の地域移行のために地域定着支援事業があるが、地域移行を本気で行うなら、専従の職員を設置すべき。	C	これまで県では相談支援専門員に対する専門コース別研修「地域移行・地域定着」を実施し、地域定着支援事業を実施する事業者の支援を行ってきましたが、改定計画に記載しました、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の中でも、取組を進めていきます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
11	11	精神障がいや服薬に関することなど、精神障がい者に対する理解促進を図るべき。	B	ご意見については、保健福祉事務所や精神保健福祉センターでは、広く県民を対象に、講演会等を開催し、精神疾患に関する正しい知識や理解の促進に努めています。また、民間企業に対して障がい者理解に関する従業員向けの研修を働きかけ、講師の紹介や派遣を行う取組みなど、精神障がい者も含め障がい者に対する理解促進を図っています。
12	11	精神保健福祉法の改正により、精神障害者支援地域協議会が設置されることになりそうだが、協議会の構成員に警察を入れず、当事者を入れるようにすべき。	C	現段階では精神保健福祉法は改正されていませんが、当事者の意見については、大変重要であると認識しています。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
13	11	精神保健福祉法の改正により、措置入院者を退院後に監視する仕組みがあるが、人権侵害なので、監視には問題がある。	C	現段階では精神保健福祉法は改正されていませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
14	1	高齢社会の迎える中で、計画の中で障がい者の高齢対策に触れていない。医療や介護保険との関係・連携が重要であるので、計画に入れるべき。	A	ご意見については、「1 基本的理念等」「(4) 基本理念と基本方針」「基本理念」で、「医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築し、～障がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活を支援していきます。」と介護との連携を、「基本方針」で、「乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを大切に～」と高齢期の障がい者に対する支援を記載しています。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
15	7	専従の相談支援専門員が少なく、兼任の職員が業務の間に対応している体制がある。また一人の相談員の持つケースが100人を超えていると言われており、そのような状態では、相談員の活動に問題がある。相談支援体制整備事業については、多様な障害の課題に固定の人数を入れるのではなく、地域の多様な相談員を活用していかななくては対応できない。実施か所数のみで、派遣などの事業を行うべき。	B	ご意見については、県では、都道府県地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業として、「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」を実施しています。当事業では、県内5圏域に相談支援に関するアドバイザーを配置し、事例検討会やサービス事業所連絡会など広域的な地域のネットワーク構築を通じて、地域の相談支援事業所の指導や支援を行っています。
16	7	平成30年度以降、相談支援従事者及びサービス管理責任者の更新制度が始まりますが、計画に記載されていない。研修に含まれるのであれば、記載の数字ではおかしいのではないか。	D	研修制度の見直しについては、現在、国において検討されており、平成30年度に見直しが行われるものと認識していることから、計画には反映できません。
17	8	工賃向上計画支援事業は、障がい者が、働き方（生きがい）の向上をつうじてと訂正すべきではないか。工賃の向上だけが生き活きとその人らしく暮らせるということはいえない。	A	ご意見については、「8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項」、「(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み」の工賃向上計画支援事業の中で、「工賃の向上を通じて」とした記載について、工賃の向上だけに限定されないように修正しました。また、「働き方の向上」とした場合、労働環境の改善といった観点に限定される印象が強くなると考え、「働くことに生きがいをもって」に修正しました。 (修正前) 工賃の向上を通じて (修正後) 働くことに生きがいをもって
18	11	神奈川県障害者施策審議会と神奈川県自立支援協議会の協働や会合がなく、別々に開催されているが、どの課題も検証が中途半端な状況で終わっている。リンクした議論の場を計画すべき。	B	神奈川県障害者施策審議会と神奈川県障害者自立支援協議会は、別の法律に基づき設置しているもので、それぞれの法律の趣旨に基づき審議、協議を行い、所掌事案に係る課題解決に取り組んでいただいているところで、計画改定にあたっては、自立支援協議会は必要に応じ県へ助言等を行うことと規定されていますので、障害者施策に関する法定の諮問機関である障害者施策審議会に対して、自立支援協議会として取りまとめた地域課題について報告し、施策提言をしています。また、平成29年度から、神奈川県障害者自立支援協議会委員と、神奈川県障害者施策審議会委員を兼ねる新たな委員を委嘱したところですが、今後も連携強化に取り組みます。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
19	1	基本理念の「ひとりひとりを大切にする」として、「かながわグランドデザイン」や「かながわ障害福祉グランドデザイン」と称し、様々な計画ができていたが、在宅重度障害者手当を廃止するための計画等で、財政難の為に手当を取り上げたのか。障害者の年収の少なさ、暮らしにくさは貧困といえ、また、孤立する家族（家庭）の問題は複雑であるため、障がい者の暮らしを良く理解し、必要な財源を充てるべき。この計画では、孤立する障がい者や高齢化する障がい者の計画とはいえない。	E	在宅重度障害者等手当は、平成 22 年の制度改正により支給対象者を重度重複障害のある方に重点化しましたが、現在も継続している制度です。昭和 44 年の制度の創設から 40 年以上が経過し、在宅の障害福祉サービスが徐々に充実してきた中で、団体の方々や学識経験者にもご協力をいただいて検討を行い、制度改正をしたものです。なお、制度改正で生まれた財源により、グループホームや日中活動の場の充実など、障害者の地域生活を支えるための事業の実施に取り組んでいるところです。
20	1	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念普及とあるが、根気よく長い取り組みが必要です。中長期の計画を盛り込む必要がある。うたい文句のみで実際の計画が見えてこない。	C	憲章の理念普及には、粘り強い取り組みが必要だと考えており、各種広報媒体を活用して広報するほか地域のイベントなどで普及啓発をするなど、引き続き、憲章の普及啓発に取り組めます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
21	1	過去の津久井やまゆり園事件を教訓に「ひとりひとりを大切にする」という基本理念を目標に「ともに生きる社会」を実現していかななくてはならない。	A	ご意見については、「1 基本的理念等」「(4) 基本理念と基本方針」で障がい福祉計画は、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念とし、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針として記載しています。なお、ご意見については、本計画に基づく事業に取り組むに当たり参考にします。
22	5	ろう者の方達が高齢になった時に暮らせる施設を作るべき。また、一般の施設に手話ができる人を配置すべき。	B	改定計画には反映していませんが、ご意見については、8 ページに記載のとおり、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現すること、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除することなど、ともに生きる社会かながわ憲章の理念を普及するとともに、ともに生きる社会の理念の実現に向けた取り組みを一層進めていくこととしています。また、障害福祉サービス事業所ではその報酬算定基準において、視覚・聴覚・言語障害がある利用者の意思疎通に関し専門性を有する職員の配置について、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算が設けられています。なお、障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするため、平成 30 年度の制度改正により高齢者や障がい児者が共に利用できる共生型サービスが創設されました。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
23	3	ろう者の若者が、ろう学校を卒業してからの就職場所をもっと増やすべき。	A	ご意見については、県障害者雇用促進センターにおいて、精神障がいをはじめとした障がいのある方の雇用が促進されるよう、企業を個別訪問し、情報提供や出前講座等を実施しており、「3 平成 32 年度の成果目標の設定」、「(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等」「目標達成に向けた方策」に記載しています。
24	8	手話通訳士が不足しているので、県内に勉強できる場所や講習会をもっと増やすべき。	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成 27 年度は 42 人に対し 8 人、平成 28 年度は 42 人に対し 12 人という結果となっており、受験者数としては 40 人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の障がい福祉計画の養成見込者数である 20 人を達成できておらず、改定計画においても各年 20 人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
25	7	障害者を支援するための機能を加え～ノウハウや専門人材を活用した専門性、高い水準のサービスが必要とあるが、具体的な計画が盛り込まれていない。	A	ご意見については、66 ページ以降にあるサービス・相談支援者、指導者育成事業により、各種研修事業を実施するとともに、53 ページの障害福祉サービス等の情報公表制度の導入によるサービスの質の向上等に記載しています。
26	8	手話通訳者設置事業について、平成 30 年、31 年、32 年、1 か所だけでは足りない。手話通訳者派遣は、必要な時にすぐには頼めない。	C	手話通訳者設置事業については、聴覚障がい者が県本庁及びその周辺の県機関に来庁された際に、円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、障害福祉課に手話通訳者を 1 名配置していることを記載しています。手話通訳者の派遣は、各市町村の地域生活支援事業の中で行われており、県でも、配置は 1 か所ですが、市町村域を超えた広域的な派遣等を実施しています。ご意見は今後の政策運営の参考とします。
27	8	手話通訳者設置事業について、利用のための手続きが必要ではあるが、急を要する場所、病院などに設置が必要。せつかく養成事業を行っているのだから、通訳者資格者を雇用する等を盛り込むべき。	C	手話通訳者設置事業は、県が、地域生活支援事業の中で設置する手話通訳者について記載することとなりますので、病院など他の機関が設置する手話通訳者について記載することは困難ですが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。なお、記載をしました手話通訳者は、聴覚障がい者が県本庁及びその周辺の県機関に来庁された際に、円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、県が雇用し、障害福祉課に配置をしていますが、利用のための手続きは不要です。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
28	5	グループホームの運営に対する支援や体験利用などについて、聴覚障害者の場合、一般の施設での生活は困難なため、専門性の高い事業になる。ろう者専門のグループホームはなく、積極的な取り組みが必要。	B	グループホームにおける聴覚障がいのある方への支援のご意見については、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算が設けられています。運営支援や体験利用についても、障がいの種別によることなく支援することができるよう進めていきます。また、県は、市町村と協力してグループホームの運営を支援するとともに、職員の支援技術向上のための研修を実施するなど、施設又は在宅の障がい者が、希望する地域のグループホームにおいて自立して生活していけるよう、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を図っています。
29	11	ろう児の教育も専門性の高い教育が必要。手話ができる教師、ろう教師の雇用の盛り込みが必要。	C	特別支援学校等において、教員を対象に研修を実施し、ろう児への教育の専門性の向上に取り組んでいます。また、神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験において、平成21年度から聴覚障がい者を含めた身体障害者特別選考の枠を設け、すべての校種等・教科を対象に募集を行っているところです。今後も聴覚障がいの方も含めて障がいのある教員の採用に努めていきます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
30	1	障がい者のひとり生活者の支援とあるが、ろう者のひとり生活者の把握はできているのか。全体に内容は良いのだが具体的な対策がない。話し合いの段階で、ろう者の参加が必要。ろう者だけでなく、それぞれの障害者本人の話し合い参加が必須。	C	ご意見をいただいた「ひとり生活者の支援」については、一人暮らしをしている障がい者への支援に対するご意見と受け止めますが、県聴覚障害者福祉センターや市町村の相談において、一人暮らしの方についても、きめ細かく、対応していきたいと考えています。なお、聴覚障がいある方のご意見については、神奈川県障害者施策審議会に聴覚障がいのある委員に参画いただいています。本計画に基づく事業に取り組むに当たり、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
31	3	重度障がい者の地域移行（グループホーム）や地域生活拠点等、地域で暮らすことが重点に置かれるようになったことは私たち小規模作業所の関係者にとって大変うれしいことだ。様々な議論があるが、大枠はとも歓迎すべきことだ。	E	ご感想は、本計画に基づく事業に取り組むに当たり参考にします。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
32	7	グループホームや小規模の事業所は人材が不足している。財政的な支援や、配置人数の増などどれも大切なことである。難しいことを承知しているが、何よりそこで働くものが給料や忙しさ、負担感、リスクマネジメント等々を抱えて、自信を失ってしまうことは問題だと思う。一番の大切なことは充実感である。行政が大変でも一生懸命取り組んでいる者の味方になってくれることが、私たちのエンジンを回転させることになる。 建物や制度や、組織は大切だが、実際に支援の最前線にあるのはやはり「人」だと思う。それを大切にする神奈川の障害福祉であってほしい。	C	ご意見のとおり、障がい福祉を担う人を大切にすることは、神奈川の障がい福祉施策を推進する上で重要な視点であると考えます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
33	3	「基本的な視点」と「平成32年度の成果目標」がどのように関係しているか分からない。	E	基本的な視点は、成果目標も含め、県が障がい福祉計画を策定するに当たって、基本的な考えを列記したものです。
34	1	「津久井やまゆり園再生基本構想」でひとりひとりを大切にするため意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援や相談支援の充実を図ることを県全体において展開するとある。併せて、その家族に「理解」が必要とあるが、家族がおかれている環境・状態に十分配慮すべき。家族の意思確認のための相談体制の充実を求める。	C	意思決定支援は、事業者だけでなく、本人や家族を含む事業者以外の関係者を交えることが望ましいとされています。様々な関係者が本人の立場に立った意見を述べることで、多様な観点から本人の意思決定支援を進めることができます。意思決定支援の要となる相談支援専門員がきめ細かくケアマネジメントを実施することができるよう、54から55ページに記載のとおり、スキルアップのための研修や、地域の中核となる基幹相談支援センターの機能強化・設置促進など、家族を含めた相談支援体制の充実強化に取り組みます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
35	2	「津久井やまゆり園生成基本構想」「2 専門性の高い多様なサービスの提供（1）入所施設としての専門性の高い支援の実施に（ア）医療的ケアが必要な利用者への専門性の高い支援」と「（イ）強度行動障害のある利用者等への専門性の高い支援」の2点を県下に広める具体的施策を求める。	A	ご意見については、これまでも実施している強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を今後も着実に実施し、強度行動障害に適切に対応できる職員の養成を推進することとして、67、68ページに記載しています。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
36	2	「津久井やまゆり園生成基本構想」「2 専門性の高い多様なサービスの提供（3）日中活動の場」で「施設整備に当たっては、日中活動の場と生活の場をそれぞれ分けて整備を行う」とあるが、「それぞれ分けて」は、同一の敷地内ということか。厚労省は同一敷地内での設置は認めていない。	E	「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」の解釈通知では、指定障害者支援施設の日中活動系サービスについては、当該障害者支援施設内において行うことを原則とされており、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に設置することが可能とされています。
37	1	「障害者総合支援法施行3年後見直し」で平成30年4月から実施することになっている事項は、改定素案に反映し数値化されているのか。①重度訪問介護の訪問先の拡大 入院中の支援、②共同生活援助における重度障がい者の支援を可能とする新たな類型への対応、③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設（医療的ケアを要する障がい児者の短期入所）、④医療的ケアを要する障がい児への支援、⑤地域生活を支援する新たなサービス、⑥地域生活支援拠点等の整備	C	神奈川県障がい福祉計画は国の基本指針等に基づき、改定を行いました。ご意見のうち、医療的ケアを要する障がい児への支援、地域生活支援拠点等の整備は成果目標として設定し、新たなサービスについては数値等を示しています。その他の内容についても、施策の参考とし、取り組んでいきます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
38	3	「3 平成32年度の成果目標」の設定で、「もともと入所施設が少ない状況」とあるが、「状況」ではなく、「施策」ではないか。在宅生活（地域生活）を支える一つとして小規模作業所を作ることを奨励し、入所を要する方には他都市の施設にお願いしてきたことにより入所者数が少ない。過去5年間の県外の施設で生活している県民の数は、減少しているのか。	E	県外の施設で生活している県民の数について、具体的な人数は把握していません。
39	3	「地域生活支援拠点の整備」について、「グループホームの体験利用の促進などに取組みます」とあるが、体験利用者に医療的ケアを要する方も含まれると考えてよいか。	E	特に障害支援区分が高い方について、グループホームの体験利用の促進などに取り組んでいきたいと考えており、医療的ケアを要する方に限定した内容ではありませんが、対象者に含まれています。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
40	3	医療的ケアを必要とする方への短期入所の利用が進まないことに対する具体的な取組みを示してほしい。	A	ご意見については、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業等により医療的ケアを必要とする方の短期入所の受入先の確保を行っており、「5各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策」、「(3) 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策」、「イ 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備」、「(オ) 障害福祉サービス等地域拠点事業所の配置と日中活動の場の確保」に記載しています。
41	5	「障害児通所支援等の提供体制の確保に関わる目標」の「目標達成に向けた方策」において、「障害児通所支援の基盤整備を進めます」とあるが、基盤整備の具体策を提示してほしい。	B	障害児通所支援の基盤整備のご意見については、障害福祉施設等施設整備費補助金により民間法人の施設整備に補助を実施しているほか、地域の実情に応じた施設基準とするよう国に働きかける等の取組みを行っています。
42	5	「共同生活援助」について、「主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行うことを言います」という記載があるが、医療的ケアを要する方の共同生活が進まないのは、設備建設と共に夜間における医療的ケアに関わる支援不足である。厚労省では共生型サービスに医療的ケアが必要としていることを「その他」に含ませるのではなく、「食事の介護、医療的ケアその他」という表現をしており、対応を明確にすべき。	A	ご意見については、共同生活援助には共生型の基準は設けられていませんが、平成30年度に新設された常時介護を要する障がい者に対応する日中サービス支援型指定共同生活援助に係る基準を踏まえ、夜間のサービスのみではないことを、40ページの「(イ) 共同生活援助」の記載に反映しました。 (修正前) 障がい者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談 (修正後) 障がい者については主として夜間において、又は、常時介護を要する障がい者については支援体制を確保した上で常時、共同生活を営むべき住居で行われる相談
43	5	障害児入所支援について、「福祉型障害児入所」・「医療型障害児入所」とも被虐待障害児等への対応、重症心身障害児に対する専門的、手厚い支援とあるが、「療育」も必要であるので、加えてほしい。	A	ご意見については、46、47ページの「ウ 障害児入所支援」で「様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担うことが求められており」と、記載しています。
44	6	障害児入所支援の「医療型障害児入所支援」について「今後の施設整備の見込等を」とあるが、平成32年度までの計画であるのに、計画できないということか。	A	ご意見について、県民意見募集の時点では、各市町村の見込量を集計中でしたが、集計を行い、47ページ及び90ページに記載しました。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
45	8	「県の地域生活支援事業の実施に関する事項」の「施策推進の方向」「(イ)発達障がいや高次脳機能障がいへの対応」と同様に、医療的ケア児者への対応の項目を設けてほしい。人材の確保と資質の向上は県行政が担うこととなっている。	A	6ページの「(ウ)医療的ケアを要する方を支える仕組みの構築」の項目において、医療的ケアが必要な障がい児・者への対応について記載しています。また、71ページに県が実施する地域生活支援事業として、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業を位置付けています。
46	8	「県の地域生活支援事業の実施に関する事項」で、強度行動障害、医療的ケアを伴う重度心身障害児者への取組み及びグループホーム運営に不足している人材養成(育成)について具体的に示してほしい。	C	「8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項」の内容は、計画の期間内に、県が実施する地域生活支援事業の内容となっています。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
47	11	第5期から「障がい」と表記した理由を示してほしい。	E	障害の「害」の字については、様々な意見がありますが、不快に思われる方がいらっしゃるとの意見もあることから、第5期の神奈川県障がい福祉計画では、「障害」を「障がい」と表記しました。
48	11	参考1の身体障害者手帳交付者数を知的障害児者把握者数と同じように18歳以下と以上に分けて掲載してほしい。	A	ご意見については、参考1に、内容を追加しました。
49	11	平成30年度に向けた障害児福祉計画は、厚生労働大臣が定める基本指針に基づいて計画を策定することとなっているが、神奈川県は障害児福祉計画を策定しないのか。	A	「1 基本的理念等」「(1) 法令の根拠」に記載しましたとおり、神奈川県障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体として策定しています。
50	11	平成30年度の報酬改定及び障がい福祉計画の改定に当たって、障害福祉サービスを医療的ケアのある方の利用が難しくなっていることへの対策が講じることとされているが、医療的ケアを伴う障がい児者が地域で生活を実現するためには、障害福祉サービスの利用が「施設」と「在宅」に制約されている、この制約の垣根を越えてサービスを利用できる施策(県単独事業)が「ともに生きる社会」の実現のためには必要である。	A	29ページの「(5) 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標」で、医療的ケア児に関する目標を記載しています。また、医療的ケアが必要な障がい者については、39ページ以降の「ウ 居住系サービス」において、平成30年度に新設された常時介護を要する障がい者に対する共同生活援助の基準の新設など、サービスの幅が広がっていることを記載しています。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
51	10	津久井やまゆり園再生の進捗状況、第5期障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価は障害者施策審議会で取組まれると思うが、いずれも障がい全般に関することなので、委員構成を含め、広く意見を聴取する取組みを講じてほしい。	C	神奈川県障害者施策審議会の構成については、計画に反映しませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
52	3	地域移行について具体的な数字が示されているが、施設からと在宅からの移行を障がい種別ごとに示してほしい。	D	第4期障がい福祉計画までの実績は、各市町村が把握する実績を基に集計しています。今後、ご意見のような分類が可能かどうかを含め、市町村と調整していきますが、今計画には反映できません。
53	11	計画項目が非常に多岐に割っており、計画が「絵にかいた餅」とならないように、計画項目によって重点どのウェイト付けをするということも必要ではないか。	D	計画の内容は、全て同様に取り組む必要がある内容であることから、具体的な事業を実施する際には、実施する順番があることも考えられますが、優先順位をつけることはできないため、計画には反映できません。
54	11	随所に「地域生活移行」という表現が出てくる。地域生活移行そのものを否定するものではないが、それを進める場合、受け皿となるグループホームあるいは家庭における支援体制の整備が何よりも必要であると考え。「初めに地域生活移行ありき」という理念先行にならないように十分な配慮してほしい。	A	ご意見については、「1 基本的理念等」「(4)基本理念と基本方針」の「基本的な視点」、「ア 地域生活に向けて」、「(イ)地域生活支援の取組み」で、「施設・病院から地域へ」という理念を基に、サービスの充実などに対する支援を行うことを記載しています。
55	7	人材の確保・育成については、「関係職員の資質の向上あるいは専門的職員養成のための研修等による支援体制の強化」が主になっている。重度障がい者等のグループホーム移行を推進する場合、適切な支援のために必要なことは、十分な職員配置であるので、この点について明確にしてほしい。	E	指定障害福祉サービス事業所の人員に関する基準は、国の省令（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）に示されています。平成30年度の制度改正に伴う省令改正により、常時介護を必要とする障害者に対する日中サービス支援型共同生活援助に係る人員基準が新たに示されたところです。
56	1	基本的視点の施設機能の部分で、「障がい者等の地域生活への移行をより一層進めるためには、地域生活の重要な役割を担っているグループホームの新たな設置が必要です。」とあるが、この「新たなグループホーム」について、どのようなものか具体的に示してほしい。	E	ご意見については、新しいグループホームの制度をお示ししたのではなく、グループホームの新規設置を促進するものです。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
57	1	基本的視点の「ライフステージに沿った支援の促進」の部分で、「障がい者の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備に取り組みます。」とあるが、課題やニーズについてどのように実態把握を行っているかわかるようにしてほしい。	B	ご意見については、個々の障がい者の方へのニーズ調査等の実施を行っていないことから、計画には位置づけませんが、障がい当事者やご家族に参画いただいている神奈川県障害者施策審議会において、課題やニーズについてご意見をいただきながら、障がい福祉計画の取組みを進めています。
58	1	基本的視点の「発達障がいや高次脳機能障がいなどへの対応」で、発達障がいや高次脳機能障がいについて必要な支援を行っていくことを明確にしていることは歓迎するが、知的障がいがある「重度重複障がい」についても、発達障がい等と同様の取組みをしてほしい。	B	発達障がいや高次脳機能障がいなどへの対応のご意見については、福祉サービスを利用しにくかった障がいへの対応として記載しています。いただいたご意見の重度重複障がいの方への支援については、重度障がい者への対応の中で取り組んでいます。
59	1	基本的視点の「障がい特性等に配慮した支援」の認識は賛同するが、現状、実態はこの理念からほど遠いものがあると言わざるを得ない。この点について問題意識とどのような具体的取組みを考えているのか示してほしい。	E	障害福祉サービスを提供する上では、個別的な支援の必要性を踏まえて行うことが必要と考えています。改定計画では「7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置」に、きめ細やかなケアマネジメントができる相談支援専門員の養成確保などを位置づけ、人材の育成に取り組んでいきます。
60	2	「2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み」について、どの障がい者を含め「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる」とあるが、重度障がい者などの場合、この「住み慣れた地域」には入所施設が含まれると理解してよいか。	E	利用者の自己決定を尊重しますので、入所施設による支援を除くということではありません。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
61	2	<p>「2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み」の「利用者が安心して安全に生活できる場の確保」で、「津久井やまゆり園の再生に当たっては、すべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とし」とあるが、旧津久井やまゆり園の利用者全員が、新しい入所施設の利用を選択していると理解するが、その場合、「利用者の意思決定支援を尊重し、複数の選択肢を用意する」という考え方と矛盾しないか。グループホームへの入所を選択する利用者が相当する出た場合、施設に空き部屋が出ることとなるが、それへの対応についてどのように考えているのか。このようなことから、「入所施設の利用を希望するすべての利用者が」とすべきではないか。</p>	D	<p>津久井やまゆり園のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保した上で、意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合には、その実現に向け積極的に支援することで、複数の選択肢をお示ししていきます。また、空き部屋が出た場合でも、短期入所の受入や日中活動の場への転用など、施設の機能を転換できる構造としたいと考えていますが、計画には反映できません。</p>
62	3	<p>「障がい者の地域生活移行」について、「重度障がい者も受け入れ可能かグループホームの施設整備や研修の実施など」という気概があるが、重度障がい者のグループホームは、適切な支援を行うために、それに見合う職員配置が重要であるが、どのように考えているのか。</p>	E	<p>指定障害福祉サービス事業所の人員に関する基準は、国の省令（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）に示されています。平成30年度の制度改正に伴う省令改正により、常時介護を必要とする障害者に対する日中サービス支援型共同生活援助に係る人員基準が新たに示されたところです。</p>
63	3	<p>「平成32年度の成果目標」について、施設入所者数を117人（2%）の減少を見込んでいるが、その根拠と入所待機者数の関係についてどのように考えているのか。</p>	E	<p>施設入所者数を2%減少するという成果目標は、各市町村が新規の利用者等を把握したうえで設定した成果目標を基に設定しました。地域生活への移行に取り組んでいきますが、施設サービスが必要な新規の入所者の方に対しても、それぞれの方に、サービスが適切に提供されるよう対応したいと考えています。</p>
64	3	<p>地域生活への移行者数の津久井やまゆり園の新たな取組みの63人には「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づいて行われる利用者の意思決定の関連から、津久井やまゆり園の利用者は含まれないものと理解してよいか。含まれないものとした場合、63人はどのような算定根拠によるのか。</p>	E	<p>津久井やまゆり園の利用者についても、地域生活への移行を希望された方は対象となることから、成果目標に含まれます。算定については、津久井やまゆり園の再生を踏まえた各取組みにより、地域生活に移行される方の人数を県が算定しました。</p>

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
65	3	地域生活への移行者数は、国の目標である9%以上を超える10%を設定した理由は何か。また、施設入所者数の2%の現状の根拠と入所施設待機者数との関係をどのように考えているのか。	E	各市町村は、国の基本指針やこれまでの実績を踏まえ成果目標を設定しています。県では、第4期障がい福祉計画までの取組みに加え、さらに津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組みを行うことから、各市町村の成果目標の合計に、新たな取組みを加えた数値を県の目標としました。また、入所者数を2%減少するという成果目標は、各市町村が新規の利用者等を把握したうえで設定した成果目標を基に設定しました。地域生活への移行に取り組んでいきますが、施設サービスが必要な新規の入所者の方に対しても、それぞれの方に、サービスが適切に提供されるよう対応したいと考えています。
66	3	地域生活移行後の住まいの場のデータについて、過去3年間124人の内、32%が家庭復帰となっているが、家庭における支援が、本当に可能かどうかの実態把握はどのようにしたのか。	E	過去の実績については、各市町村が把握する、実際に、地域生活に移行した方の移行先となっています。
67	3	「平成32年度の成果目標」の「目標達成に向けた方策」で、「特に、課題である重度の障がい者の地域移行に向けて施設整備支援に取り組めます。」とあるが、具体的な施設整備についてどのように考えているのか。また、「重度障がい者の地域生活移行を支える人材育成に取り組めます。」とあるが、より重要な支援職員の配置についてどのように考えるのか。	E	県では、障害福祉施設等施設整備費補助金により、民間法人の整備計画に補助を実施しています。補助に当たっては、公募による事業募集を行っており、あらかじめ「重度障害者・長期入院精神障害者・強度行動障害者に対応する日中活動棟の場及びグループホーム並びに地域生活支援拠点の整備」等の整備方針に合致する事業を優先採択して国との協議を行っています。
68	3	「福祉施設の利用者の一般就労への移行等」について、神奈川県平均工賃が全国平均を下回っている理由をどのように考えているのか。また、工賃向上を図るための具体的な取組みについてどのように考えているのか。	E	本県の平均工賃が全国平均を下回っている理由として、各事業所の努力により受注拡大が図られているものの、本県の事業所数に比して、受注可能な仕事が豊富にあるとはいえないため、県全体としては、全国平均を下回っているのではないかと考えています。また、工賃向上を図るため、事業所向けに研修会などを開催したり、共同受注窓口を通じた受注機会の拡大に取り組むほか、障害者優先調達推進法に基づく取組みも推進していきたいと考えています。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
69	3	「平成 32 年度の成果目標の設定」について、障がい者が地域で生活するために必要なのは、施設整備や専門職の支援だけではなく、同じ立場の人がお互いに悩みを話すことができる場の確保も必要である。神奈川県社会福祉協議会ボランティアセンターでは様々な障がい等の方達が集い、お互いに支え合うセルフヘルプグループ支援を行っており、県からの支援もあるので、その内容を記載できないか。	C	ご意見のとおり、地域生活に関して、障がい当事者の方がお互いに悩みを話すことができる場も重要であると考えます。障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、計画に反映しませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
70	3	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築で協議の場を設置するとあるが、精神障がい者本人もその場に参画できる体制を整えてこそ、「ともに生きる社会」になるのではないか。	C	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における協議の場の設置に向けては、精神障がい者ご本人の参画についても検討していきます。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
71	5	平成 32 年度の児童発達支援と放課後等デイサービスの見込量が前年度から大幅に落ち込むのはなぜか。	E	一部の市が、県民意見募集の時点では、サービスの見込量を設定していなかったことから、第 4 期障がい福祉計画の実績を下回っていました。改定計画では、いずれの実績も上回っています。
72	11	「津久井やまゆり園再生構想」で、障害の重い人、医療的ケアの必要な人に支援を行うとあり、説明会では、「神奈川県障がい福祉計画」に反映されるのかとの質問に対し、そうであるのと回答だった。確かに、改定素案にて言及はされているが、数値や事業として具体的記述をすべき。	C	計画では具体的な数値や事業をお示ししていませんが、「2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み」に、「津久井やまゆり園再生基本構想」を踏まえ、引き続き、重度の障がい者、医療的ケアが必要な障がい者への支援など、専門性の高い支援を行うことを記載しました。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
73	5	「津久井やまゆり園再生構想」では、地域移行を進めるとある。しかし、数値としてグループホームの利用者は、過去 3 年間とほぼ同じ割合での増加のみ見込んであり、再生構想とのつながりが見えない。地域移行支援はやはり進めないという理解でよいか。	E	グループホームのサービスの見込量は、地域生活移行の目標を踏まえ、各市町村が定めた利用の見込量の合計です。地域生活移行の目標達成に向け、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図っていきます。
74	11	本県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定した。そのためには具体的な支援が必要となるが、2018 年 1 月 21 日の新聞折り込みの求人広告では、生活支援員の時給が 960 円からとなっている。ほぼ、本県の最低賃金である。障害支援事業の職員が集まるのは困難ではないか。	E	障害福祉サービスの報酬については国が算定基準を定めていることから、県としては、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、報酬等について必要な改善を図ることを国へ要望していきます。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
75	11	ここ10年ほどショートステイを利用できていない。利用できる施設が遠く、空きがないからである。親も高齢化してきました。会員一同将来に不安を覚えている。ぜひ在宅からグループホームへの生活を可能にしてほしい。	A	ご意見については、グループホームの運営の支援や、職員の支援技術向上のための研修を実施など、施設又は在宅の障がい者が、希望する地域のグループホームにおいて自立して生活していけるよう取組みを進めていて、16ページに「県は、～市町村と協力して、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図っていきます。」と記載しています。
76	11	生活支援を必要とする高齢の聴覚障害者が手話で話ができる施設が必要である。現状では、高齢の聴覚障害者が老人ホーム等の介護施設に入所してもまわりに手話のできる人がいないとコミュニケーションがとれず、孤独化し生きがいを失うおそれがある。耳の不自由な入所者たちが手話で気軽におしゃべりのできる聴覚障害者専用の施設をつくるかまたは手話のできる職員の配置、もしくは職員に手話を学ぶ機会を設けるべき。	C	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、計画に反映しませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
77	11	聴覚障害者も介護の知識を学ぶため、介護職員初任者研修と介護関係の専門学校にも手話通訳を付けてほしい。	C	研修実施機関が設置する手話通訳者について記載することは困難ですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
78	11	いつでも聴覚障害者が公共機関(運転免許更新手続き、公共の窓口対応)を手軽に利用できるように、市障害福祉課等に設置されている手話通訳者を正職員として採用し、常勤化してほしい。また、手話通訳者資格保有者を公共機関と民間企業はれっきとしたキャリアを持つものと認め、正職員として待遇してほしい。当資格の地位を上げるということは、手話通訳者資格取得を目指し福祉関係の仕事を志望する人の増加につながる。	C	障がい福祉計画では、手話通訳者設置事業において、県が、地域生活支援事業の中で設置する手話通訳者について記載することとなりますので、手話通訳者の地位向上等について記載することは困難ですが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
79	8	県手話通訳者養成講習会のコースを志望者のニーズに合わせて、昼、夜のコースを同時進行するなど増やしてほしい。また、当講習会の会場は藤沢市にある県聴覚障害者福祉センターだけでなく、受講者の交通の便を考え、遠隔地にも開催してほしい。	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成27年度は42人に対し8人、平成28年度は42人に対し12人という結果となっており、受験者数としては40人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である20人を達成できておらず、改定計画においても各年20人としていきます。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。
80	11	病院等の診療機関は健康にかかわるだけに手話通訳者派遣依頼が圧倒的に多い。いつでも聴覚障害者が手軽に利用できるように手話通訳者を常時設置してほしい。	C	障がい福祉計画では、手話通訳者設置事業において、県が、地域生活支援事業の中で設置する手話通訳者について記載することとなりますので、病院など他の機関が設置する手話通訳者について記載することは困難ですが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。
81	11	民間企業は聴覚障害をもつ客と対応ができるよう、手話通訳者を設置するかまたは担当職員に手話を学ぶ機会をつくってほしい。	C	障がい福祉計画では、手話通訳者設置事業において、県が、地域生活支援事業の中で設置する手話通訳者について記載することとなりますので、民間企業が設置する手話通訳者について記載することは困難ですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
82	7	耳のきこえない子供のための放課後デイサービス、学童クラブ等の施設の必要性が高まっている。	C	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、計画には反映できませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
83	11	一部の公共駐車場で、バー手前で障害者減免を申請するのに電話で係員を呼び出さなければならないところがある。電話ができない聴覚障害者のことが全く考慮されていない。改善をしてほしい。	C	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、ご意見は、計画には反映できませんが、障がい者差別解消の取組みを進める上で、今後の政策運営の参考とします。
84	11	観光案内(ガイド)、博物館、美術館等の案内が音声アナウンスのみのところが多く、聴覚障害者のことが全く考慮されていない。手話による案内もしくは文字による案内をしてほしい。	C	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、ご意見は、計画には反映できませんが、障がい者差別解消の取組みを進める上で、今後の政策運営の参考とします。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
85	11	<p>「プロ野球、Jリーグ観戦チケットの窓口購入のとき」、「寺社等でお墓の購入または管理について相談するとき」、「不動産会社で土地、建物、アパートなどの賃貸または購入手続きのとき」、「専門会社で建築や改築、リフォームなどの相談のとき」、「パスポート申請のとき」、「旅行会社でツアー申し込み手続きするとき」、その他日常生活でも手話を必要とする場面は限りなく多くある。もっと手話を一般の人や社会に広く普及させて聴覚障害者も一般社会の中で普通に生活できる環境をつくってほしい。</p>	C	<p>障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、ご意見については、計画には反映できませんが、障がい者差別解消の取組みを進める上で、今後の政策運営の参考とします。</p>
86	11	<p>障害といってもそれぞれ違う。障害の特性に合った計画が必要。聴覚障害は、コミュニケーション障害。主言語である手話がどこでも通じる社会が理想。高齢社会で、ろうの高齢者は、地域の介護施設に行っても、言葉が通じず、疎外感を感じ、家に引きこもるようになる人もいる。手話で話せる施設ができれば、高齢者だけでなく、ろうの若者の職場にもなる。</p>	C	<p>障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、ご意見については、計画に反映できませんが、今後の政策運営の参考とします。</p>
87	8	<p>手話通訳者は不足している。養成研修の見込み者数は、20人となっているが、研修を受けた人すべてが、通訳者の試験に合格するわけではない。時間帯や場所を変えて、コースを増やすことが必要。</p>	C	<p>横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成27年度は42人に対し8人、平成28年度は42人に対し12人という結果となっていて、受験者数としては40人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である20人を達成できておらず、改定計画においても各年20人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。</p>

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
88	8	「1. 専門性の高い相談支援事業」「(ア) 発達障害者支援センター運営事業」の部分に「発達支援における歯科医による摂食支援を実施できる機会を提供する」を追加ほしい。	D	発達障害支援センター（かながわA（エース）。以下、センターと言います。）は、発達障害者に係る相談支援機関です。相談内容に応じたアドバイスや専門機関の紹介のほか、発達障害に関わる関係機関に対する機関支援等も行っています。なお、相談以外の専門的支援は、センターが直接行うのではなく、それぞれの専門機関へつなぐこととなります。歯科による摂食支援であれば、保健福祉事務所にて障害児者等歯科保健事業を実施しておりますので、お住まいの地域を所管する保健福祉事務所をご紹介させていただくこととなります。したがって、歯科による摂食支援を実施する機会をセンターが直接提供することはできないことから、ご意見については反映できません。
89	8	「2. 特別促進事業（障害者歯科診療体制推進事業）」に「歯科医師・歯科衛生士を対象に、障害者の診療に必要な知識・技術修得のための研修を実施します。表に平成30年度 300人、平成31年度 300人、平成32年度 300人」を追加してほしい。	A	ご意見については、「8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項」、「(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み」、「エ その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業」「(キ)その他」「⑥特別促進事業（障害者歯科診療体制推進事業）」に記載しています。
90	8	「障害者に対する歯科医療提供体制の充実を神奈川県歯科医師会と連携し、障害者一次医療機関の育成、二次医療機関の充実を推進する。」、「地域包括ケア体制の整備のために在宅における障害者の訪問歯科診療の支援を推進する。」、「障害者における歯科疾患は重症になると治療が困難になるため、歯科健診の推奨し、特に通所サービスや施設サービスでの歯科健診の実施を促進する。」ことを記載してほしい。	B	障がい者歯科診療の一次医療担当者の育成のご意見については、必要性を認識し、既に研修事業を実施しています。また、地域の二次医療機関に対しては運営費を補助しています。訪問歯科診療、歯科検診については、民間での実施に必要となる担当者を育成することが県の役割であると認識し、研修事業を計画に記載しています。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
91	7	障害者に対する虐待の防止に関する項目に、「障害者に対する虐待の1.未然防止 2.早期発見 3.支援の三本柱を推進する。」ことを記載してほしい。	B	ご意見については、障害者虐待防止法の第1条（目的）において、「障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」と規定されています。計画においては、この法の施行を踏まえた上で県としての取組みについて記載しているところです。障害者虐待の防止に向け、ご意見にある3本柱に沿った取組みを今後も進めていきます。
92	8	手話通訳者の設置について、県庁に一人だけではなく、複数設置ができるよう予算配分をしてほしい。	C	手話通訳者設置事業については、聴覚障がい者が県本庁及びその周辺の県機関に来庁された際に、円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、障害福祉課に手話通訳者を1名配置していることを記載していますが、手話通訳者のニーズが高いことは認識していますので、ご意見は今後の政策運営の参考とします。
93	8	手話通訳者の養成について、毎年20人の予定だが、現状は20人に満たない。養成場所を藤沢の聴障センターだけではなく、何か所かで行い、通いやすくすれば、目標に近づくのではないか。	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成27年度は42人に対し8人、平成28年度は42人に対し12人という結果となっていて、受験者数としては40人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である20人を達成できておらず、改定計画においても各年20人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
94	11	特別支援学校に通う児童の中には、親が学校まで送れないため欠席になる児童が多い。毎日学校に通えるように、通学支援も考慮してほしい。	B	通学の支援のご意見については、教育（学校）の役割を補足する部分について市町村地域生活支援事業の必須事業である移動支援などにより対応されるものと理解しています。したがって、通学支援は、移動支援の一類型として市町村の計画に反映されるべき項目と考えます。なお、市町村地域生活支援事業にかかる県の役割として、財源確保に向けた国への要望等を行っています。

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
95	7	聴覚障害者は聴覚障害特有の問題を抱えており、一般の障害関係相談員では適切かつ十分な対応、支援ができないことが多い現状がある。そのため、聴覚障害者は県内でただ一つの神奈川県聴覚障害者福祉センターに相談に行かざるを得ないが、遠隔地に居住している聴覚障害者はなかなか行くことができず、問題を解決できままにしている例が少なくない。この現状を解決するために、聴覚障害に関する専門知識、技術を有する相談員を養成して各障がい保健福祉圏域に配置し、聴覚障害者が自分の地域で相談支援を受けられるようにする必要がある。	C	県聴覚障害者福祉センターでは、相談に当たって、身近な相談窓口となる市町村と十分に連携を図るとともに、当該センターへ来所することが難しい方などを対象として、ファクシミリ、電子メールなどでも相談に応じています。また、市町村の職員を対象とした研修会を毎年開催し、市町村の取組みを支援しています。改定計画では、64 ページの「県と市町村の重層的な相談支援体制の構築」の図の中に、当該センターについて記載していますが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。
96	8	手話言語条例、障害者差別解消法の施行により、手話通訳者のニーズは増えており、今後もさらに増える見込みがある。しかし、それに対応できる手話通訳者の数は絶対的に不足しており、手話通訳者の数を増やす必要があるが、現在の養成計画ではとても追いつかない。県の手話通訳養成講習会の複数個所での開催などの対応を実施し、手話通訳者の養成人数を増やすことが必要。	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成 27 年度は 42 人に対し 8 人、平成 28 年度は 42 人に対し 12 人という結果となっていて、受験者数としては 40 人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である 20 人を達成できておらず、改定計画においても各年 20 人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は今後の政策運営の参考とします。
97	11	手話通訳者の養成はもちろん、県民に手話、聴覚障害者についての理解を広めるために必要な講師の絶対数が不足している。この講師は誰でもできるというわけではなく、手話指導方法、教授内容についての知識、講習会の運営などを学ぶ必要がある。この講師を養成するための施策を計画に盛り込む必要がある。	C	手話通訳者を養成するための講師の養成を、平成 29 年度から開始したところですが、障がい福祉計画の改定計画では、障害福祉サービスや地域生活支援事業に該当しないため、記載をしていませんが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
98	1	「1 基本的理念等（4）基本理念と基本方針 「基本的な視点」 ア」の項目の中に「スポーツ活動の推進」を加えてほしい。	D	障がい福祉計画は、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、ご意見については、計画には反映できません。

意見 No.	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
99	5	<p>「5 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み及びその見込み量の確保のための方策（1）各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み」、「（2）各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要量の見込み」の項について、全般的にサービス見込み量が少ない印象があり、ベンチマークとして全国の平均値と比較できるような記載にしてほしい。</p>	D	<p>他都道府県においても、現在、障がい福祉計画を策定しており、全国的なサービスの見込量の集計を行うことはできないことから、計画には反映できません。なお、厚生労働省が、例年、全国の障がい福祉計画の集計を行い、ホームページ等で結果を公表しています。</p>
100	5	<p>「（イ）自立訓練（機能訓練）」の項について、「身体機能向上のために行われる理学療法、作業療法その他必要リハビリテーション」と記載があるが、身体機能の維持又は低下及び二次的障害の発生のリスクを予防できるサービス見込み量を確保してほしい。また、身体機能が低下してきた場合のリハビリテーション専門職の早期介入に対する施策についても検討してほしい。</p>	A	<p>ご意見については、自立訓練（機能訓練）については、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために行われるサービスであることから、35ページの記載に反映しました。サービス見込量については、市町村が市町村障がい福祉計画において設定したサービス見込量に基づき算出しています。なお、リハビリテーション専門職の早期介入に対する施策については、計画には反映できませんが今後の政策運営の参考とします。</p> <p>（修正前）身体機能の向上のために一定期間にわたり （修正後）身体機能又は生活能力の維持・向上等のために一定期間にわたり</p>
101	5	<p>「（イ）医療型児童発達支援」の項について、対象としている機能障がいのある児童の発達の過程においては、成長とともに身体状況が大きく変り継続的かつ定期的な身体状況の評価が必要であり、それに伴い集中的なリハビリテーションが必要な場合も想定されるがサービス見込み量はその点を十分に勘案し確保いただきたい。また、その提供体制についても整備する施策を検討してほしい。</p>	C	<p>サービス見込量については、市町村が市町村障がい福祉計画において設定した見込量に基づき算出しています。ご意見は、今後の政策運営の参考とします。</p>

意見 No.	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
102	8	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業について、手話通訳者の「養成見込者数」が平成30年度から毎年20人となっている。養成見込者数というのは、単に養成講座の定員数という意味なのか。養成講座を20人受講すれば目標が達成されたことになるのか。実際には養成講座受講後の試験に合格しなければ手話通訳者にはなれない。その試験は受講者20人が全員受かるものではない。神奈川県手話言語条例、障害者差別解消法により、手話通訳の必要性は増している。事業を支える手話通訳者数を確保していくことが目標なら、毎年20人の通訳者を合格させるためにどのような養成システムが必要なのか、そこが重要である。この数値目標からは神奈川県が目指しているものが見えてこない。	C	横浜市、川崎市以外では県聴覚障害者福祉センターにおいて、手話通訳者の養成を行っていますが、養成の実績として、手話通訳者の全国統一試験の受験者数に対する認定者数は、平成27年度は42人に対し8人、平成28年度は42人に対し12人という結果となっていて、受験者数としては40人を上回っていますが、最終的な認定者数は現行の計画の養成見込者数である20人を達成できておらず、改定計画においても各年20人としています。手話通訳者の絶対数が不足していることについては、県でも認識しているところですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
103	1	1ページ、5ページ等に表記されている「障がい者等」の表記を「障がい児者等」に変更してほしい。	D	計画において、「障がい者及び障がい児」を「障がい者等」と記載していることから、計画には反映できません。
104	11	国民みんな、ろう者について理解していない方が多い。聞こえないので、筆記を依頼しても、口頭で答える方等も多い。県も考えて、周知してほしい。	C	障がい福祉計画は、各市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、計画には反映できませんが、障がい者差別解消の取組みを進める上で、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
105	11	聴覚障害者が飲食店でメニューを注文する際に、指で指示しても、声で回答してくる。県内の食堂のマニュアル等を作成し、指導してほしい。	C	障がい福祉計画は、各市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であることから、計画には反映できませんが、障がい者差別解消の取組みを進める上で、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。
106	8	県内の手話通訳者の高齢化が進んでおり、若い人が手話の活動を増やすために、手話通訳者を専門職として、報酬の見直しをしてほしい。	C	計画では、県が、地域生活支援事業の中で実施する手話通訳者設置事業や手話通訳者派遣事業について記載することとなりますので、手話通訳者の報酬について記載することは困難ですが、ご意見は、今後の政策運営の参考とします。